

地方独立行政法人長野市民病院の業務の実績に関する評価実施要領（抜粋）

（趣旨）

第1 この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づく、地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

（評価の種類）

第2 法第28条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる評価を行う。

評価の種類	実施時期	内容
各事業年度における業務の実績に関する評価	毎事業年度終了後	各事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するもの
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価	中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後	中期目標の期間における中期目標の達成見込みの調査・分析をし、中期目標の期間における業務の実績の見込み全体について総合的に評価するもの
中期目標の期間における業務の実績に関する評価	中期目標の期間の最後の事業年度終了後	中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するもの

（評価書）

第3 評価結果は、評価書として取りまとめる。

（各事業年度における業務の実績の評価）

第4 各事業年度における業務の実績については、次の手順により評価を行う。

（1）法人の自己評価

法人は、各事業年度の業務の実績について、別表第1に掲げる年度計画の中項目及び小項目ごとに次の評価基準により自己評価を行い、法第28条第2項及び地方独立行政法人長野市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第6条の規定に基づき作成する報告書（以下「業務実績報告書」という。）に記載する。

なお、中項目のうち第5から第7の大項目（以下「記述式項目」という。）を構成する項目については、評価基準を用いない記述式による自己評価を行う。

【評価基準】

評価	判断基準
5	計画を上回り、顕著な成果がある
4	計画を予定どおり実施している
3	計画を概ね予定どおり実施している
2	計画を十分に実施していない
1	計画を全く実施していない

(2) 項目別評価

ア 中項目評価

法人の自己評価を検証し、年度計画の中項目（記述式項目を構成する中項目を除く。）ごとの実施状況について、前号に掲げる評価基準により評価を行う。

なお、評価が法人の自己評価と異なる場合は、評価の判断理由を記載する。

また、必要に応じて、特筆すべき点や中期計画の達成に向けて遅れている点について記載する。

イ 大項目評価

中項目評価の結果を踏まえ、大項目（記述式項目を除く。）ごとの実施状況について、次の評価基準により評価を行う。

また、記述式項目は記述式による評価を行うとともに、評価基準によらない評価とした理由を示す。

【評価基準】

評価	判断基準	判断の目安
S	特筆すべき成果	市長が特に認める場合
A	計画どおり	中項目評価平均が 4.0 以上
B	概ね計画どおり	中項目評価平均が 3.0 ～ 3.9
C	計画を下回っている	中項目評価平均が 2.9 以下
D	業務の改善が必要	市長が特に認める場合

(3) 総合評価

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な実施状況について、記述式による評価を行う。

なお、総合評価においては、法人として期待されている次の視点を考慮し評価を行う。

ア 公立病院としての使命と責任を果たしているか。

イ 患者の立場に立った医療に取り組むことができているか。

ウ 職員が積極的に病院運営に参画できているか。

エ 収益性の確保と費用の削減に努めることで、経営基盤の安定化が図られているか。

(第5～第6 略)

(意見聴取)

第7 評価に当たっては、業務の特性に応じた実効性のある評価を行うため、法第28条第4項及び地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例第1条の規定に基づき、地方独立行政法人長野市民病院評価委員会から意見を聴くものとする。

第8 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に評価書の案を示し、意見申し立ての機会を付与する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、法人の業務の実績に関する評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表第 1

大項目	中項目	小項目
第 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 市民病院が担うべき医療	(1) 救急医療
		(2) がん診療
		(3) 脳・心臓・血管診療
		(4) 手術・集中治療
		(5) 高齢者等に配慮した医療
		(6) 急性期後の患者に対する医療
		(7) 子どもに関わる医療
		(8) 予防医療
		(9) 災害時対応
		(10) 新興感染症等への対応
	2 患者サービスの向上	(1) 患者中心の医療
		(2) 快適性及び利便性の向上
		(3) ボランティアの受入れ
		(4) 情報提供の推進
	3 医療に関する調査及び研究	
	4 医療提供体制の充実	(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実
		(2) 他の中核病院等との連携強化
		(3) 近隣病院等への診療支援
		(4) 医療機器の計画的な更新・整備
		(5) デジタル技術の活用
		(6) 病院運営に関する地域の意見の反映
		(7) 医療職の人材確保及び育成
		(8) 教育研修
		(9) 医療安全対策

大項目	中項目	小項目
		(10) コンプライアンス（法令遵守）の徹底
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 経営管理機能の充実	(1) 管理運営体制の強化
		(2) 業務改善の推進
	2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備	(1) 人事評価制度の再構築
		(2) 働き方改革の推進
		(3) 働きやすくやりがいのある職場環境づくり
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的な経営の推進	(1) 計画的な施設・設備整備を踏まえた経営の推進
		(2) 診療報酬改定等の制度改正への適切な対応
		(3) 適正な人員配置
		(4) 診療報酬請求漏れや返戻・査定減の防止
		(5) 未収金の管理と回収
		(6) 業務の質と量に応じた費用の適正化
	2 経営基盤の確立	
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	1 施設整備等に関する事項	(1) 病院再整備事業
		(2) 施設設備等の維持管理
第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画	1 予算（各年度）	
	2 収支計画（各年度）	
	3 資金計画（各年度）	
第6 短期借入金の限度額	1 限度額	
	2 想定される短期借入金の発生理由	
第7 剰余金の使途		
第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画（各年度）	